公開決定・非公開決定・公開請求に係る不作為に対する審査請求

1 審査請求とは?

「非公開決定を受けた」、「非公開にしてほしいのに公開決定された」、「期限までに公開・非公開の決定がされない(不作為)」というような場合には、公開決定・非公開決定(以下「決定等」という。手続①)の取消し・変更や決定等を行うよう、実施機関に審査請求することができます。

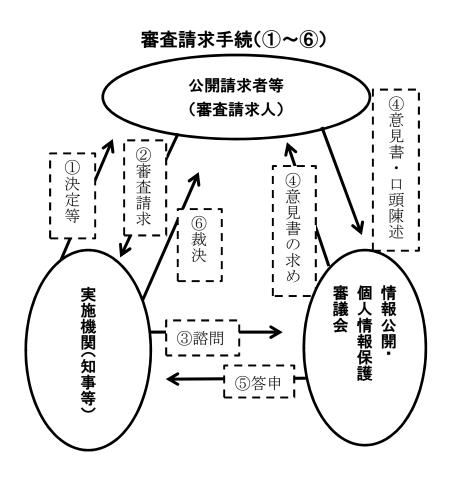
2 審査請求はどうやってすればいいの?

審査請求(手続②)は、⑦決定等を行った実施機関に対して、①審査請求期間内(公開 決定等があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内)に、⑪必要な事項を記載 した書面※により行わなければなりません。

※ 必要な事項や書面の様式は、次頁に審査請求書の記載事項例を示しています。

3 審査請求の手続はどうなっているの?

審査請求を受けた実施機関は、原則として情報公開・個人情報保護審議会に諮問(手続③)します。審査請求人は、同審議会に対して意見書を提出したり、口頭で意見を述べる機会が付与されます(手続④)。同審議会は実施機関に対して答申し(手続⑤)、実施機関はその答申を受けて審査請求人に裁決(手続⑥)を出すことになります。



(実施機関名) 様

審査請求人

審査請求書

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 2 審査請求に係る処分の内容
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日 令和 年 月 日
- 4 審査請求の趣旨 2記載の処分を取り消し、

を求めます。

5 審査請求の理由

6 処分庁の教示の有無及びその内容

有

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に(実施機関名)に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

7 審査請求の年月日

令和 年 月 日